

企画管理室長 第1回臨時教育委員会会議の開催に当たりまして、本日、關委員長が都合により欠席しておりますので、議事の進行につきましては、委員長職務代理者の瀧田委員にお願いいたしたいと存じます。

それでは、瀧田委員、よろしくお願いいたします。

委員長職務代理者 ただいま企画管理室長が言われたとおり、本日、關委員長が都合によりまして欠席となっておりますので、私職務代理が議事の進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、山田委員も都合によりまして欠席しておりますが、委員の過半数が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条の2によりまして、本会議は成立いたしております。

傍聴についてはいかがでしょうか。

それでは、特に本日はいらしていないということでございます。

開 会

委員長職務代理者 それでは、ただいまから平成22年第1回臨時教育委員会会議を開催いたします。

会議録署名委員の指名

委員長職務代理者 開会に当たりまして、本日の会議録署名人を八田委員にお願いいたします。よろしくお願ひします。

議案の提出

委員長職務代理者 それでは、日程に従い議事を進めます。

本日の議題は、議案10件となっております。

議案第9号から議案第11号

委員長職務代理者 初めに、議案第9号「松戸市教育委員会職員定数の配分に関する規則の一部を改正する規則の制定について」及び議案第10号「松戸市教育委員会事務局設置及び組織に関する規則の一部を改正する規則の制定について」及び議案第11号「松戸市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定について」を一括して議題といたします。

ご説明ください。

企画管理室長 それでは、議案第9号から議案第11号まで一括してご説明させていただきます。

この議案でございますけれども、市長部局の条例改正がございまして、それに伴いまして、教育委員会の規則につきましても所要の改正を図るものでございます。

それでは、順次ご説明いたします。

まず、議案第9号でございますが、3月定例議会におきまして、松戸市職員定数条例が改正されましたことに伴いまして、1ページの提案理由のとおり、教育委員会の職員につきましても、定数の適正配置を行い、事務の効率的運用を行うものでございます。

それでは、議案の3ページのほうをごらんください。

新旧対照表がございます。

現行と改正案がございますけれども、まず事務局でございますが、現行187名が168名になっております。それから、博物館でございますが、15名が13名、小中学校の職員につきましては、279名から201名に定数を変更しております。その結果、合計でございますが、611名が512名となります。

これにつきましては、さきの2月の際におきましても、今回提出される議案ということで、総数につきましては説明させていただいているところでございます。今回、その内訳ということでお示したところでございます。これにつきましては、そのときにご説明いたしましたが、行財政改革の一環といたしまして、松戸市の人件費の総合的な抑制を図る中で、こういう形の定数になっているところでございます。

続きまして、議案第10号についてご説明いたします。

この議案につきましても、松戸市行政組織条例の改正に伴いまして、教育委員会の組織について、業務の見直しを行いまして、担当室名を変更する等の整備を行うものでございます。

具体的な内容でございますが、4ページをごらんください。

ここにも新旧対照表がついております。

まず、組織に関する部分といたしまして、改正案、アンダーラインを引いた部分でございますけれども、保健体育課の業務、分担を見直しいたしまして、学校保健給食担当室を学校

給食担当室に改めるものでございます。

それから、次に事務分掌の見直しも図りまして、当該規則の別表でございますけれども、所要の改正を行っております。

まず、企画管理室の業務の中に、これはほかの企画管理室の分がついておりまして、私ども漏れがございましたので、室の庶務に関するものが加えられております。

その次に、教育総務課でございますが、平成22年度から省エネ法というのが今度施行になります。今回見直しが図られまして、平成22年度から教育委員会としても一事業者として、省エネ法の対象になりまして、計画的に省エネに取り組んでいくということが義務づけられておりますことに伴いまして、その業務の推進役といたしまして、教育総務課に当該業務の事務分掌を付加しております。

続きまして、保健体育課でございます。先ほど組織名称の変更がございましたけれども、これに関連いたしまして、これまで多くの業務が担当室のほうになっていたものを見直しをいたしまして、担当室は学校給食の部分に特に特化いたしまして、その他の部分を保健体育課の本課のほうに移すという形の改正でございます。

続きまして、議案第11号でございます。

これも行政組織条例の改正に伴いまして、ただいま申し上げました事務分掌等の変更にも伴いますので、それと関連する所要の改正でございます。

具体的には、これにつきましても3ページをごらんいただきたいと思います。

ただいま説明した第10号の議案とも連動いたしまして、保健体育課の中で学校給食担当室がございますけれども、その部分の業務の見直しに伴いまして、事務決裁の区分を現行から改正案のとおり見直すものでございます。

具体的には、区分のところを見ていただきますと、保健体育課というところのほうへ移行する部分がありまして、学校給食担当室の部分につきましては、学校給食の部分が事務決裁の内容ということに変更になっております。主な内容として、全体はそれほど変わっておりませんが、区分が見直しされるということでございます。

以上でございます。

委員長職務代理者 ありがとうございます。

それでは、ご説明いただきましたので、質疑に移りますが、質疑は議案第9号、10号、11号について質疑をお受けしますので、いかがでしょうか。

(「なし」の声あり)

委員長職務代理者 特に質疑はないということなので、これをもちまして質疑を打ち切りますが、これより議案第9号、10号、11号を議題として、討論に付します。

討論のほうはいかがでしょう。何かご意見などありますか、川村委員。

川村委員 別にありませんので、これをお願いしたいと思います。

委員長職務代理者 八田委員もよろしゅうございますか。

それでは、特にもないようでございますので、これをもちまして討論は終結させていただきます。

ただいまより採決に移りますが、まず第一に議案第9号を採決いたします。

議案第9号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長職務代理者 異議ないものと認め、議案第9号は原案どおり決定いたしました。

次に、議案第10号を採決いたします。

議案第10号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長職務代理者 ご異議ないものと認め、議案第10号は原案どおり決定いたしました。

次に、議案第11号を採決いたします。

議案第11号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第11号は原案どおり決定いたしました。

議案第12号

委員長職務代理者 次に、議案第12号「松戸市体育指導委員の委嘱について」を議題といたします。

ご説明ください。

スポーツ課長 議案第12号の説明をさせていただきます。

松戸市体育指導委員の委嘱について。

松戸市教育委員会規則第1号体育指導委員に関する規則第3条の規定に基づき、別紙の者を松戸市体育指導委員に委嘱するものでございます。

提案理由としては、体育指導委員任期満了に伴いまして、新委員を委嘱するものでござい

ます。

2ページ目に一覧がございます。

3ページ目から13ページ目までが各地区ごとの名簿となっております。

今回委嘱する者につきましては、平成22年度、平成23年度の2年間の任期となります。今回、総勢11地区103名の委員を各地域から推薦をいただきまして、今回委嘱するものでございます。その内訳といたしましては、平均年齢が57.6歳でございます、男女ともですね。そして、新任が8名、再任が95名、103名ということになります。退任者が12名ということでございます。ちなみに、年齢なんですけど、一番若い方で30歳、一番高齢の方で78歳ということになっております。名簿のほうは、先ほどお話し申し上げましたように、3ページから13ページまで、新松戸地区まででございます。

以上、よろしく願いいたします。

委員長職務代理者 ありがとうございます。

それでは、議案第12号については、ただいまのご説明のとおりでございますので、ただいまより質疑に入ります。

川村委員。

川村委員 随分年齢のばらつきがありますが、年齢制限というのはありますか。

スポーツ課長 特に年齢制限は設けてございません。

川村委員 わかりました。今回の場合は、78歳の方が一番の高齢者で、一番若い方が30歳ですけども、今まで最高齢者というのは、80歳以上の方もいらっしゃったのですか。

スポーツ課長 80歳を超えている方はいらっしゃらなかったと。

川村委員 感想ですが、地域のスポーツ振興にとっては、体育指導委員の果たす役割がとても大きいと思います。特に高齢の方の健康面とか、安全面を考えると、年齢の上限の方は、ちゃんとあったほうがいいのではないかなと思います。あくまでも感想ですが、年齢層がかなり高齢ですと、土曜日、日曜日とか、祝日とか、随分出る回数も多いのではないですか。そういう点では、体力面でも、健康面でも、とても心配だと思うのですが……。

委員長職務代理者 委員の推薦は地域から上ってるんですけどか。

スポーツ課長 11地区ございますので、各地区の地区長から推薦をいただくという形をとっております。

委員長職務代理者 地区長推薦となると、地区長会議とか、委員の定年は決まっていなかったように承っておりますけど、その辺にお願いしておかないと、地区長さんも大変なんだと思

うんですよ。お願いするときはお願いして、定年制もないのにやめてくれというのも大変なんでしょうから、仕事の内容をお話しして、そして十分それを機能していただける人という形でご説明いただく必要がありますね。推薦の義務だけあって、仕事の内容がわからないと大変だと思いますね。

何か八田委員はありますか。

八田委員 やはり新任と再任の比率のことですね、2年ごとのその後はどうなんですか、固定されているようなイメージを受けるんですけど、いかがですか。

スポーツ課長 やはり再任が大変多いということで、かなり長く続けて、委員を引き受けていただいている方が大変多いというのが現状でございます。なかなか地域でこういう体育指導委員というふうな役割を、地域で発掘するのも大変困難な状況で、一回退任してしまうと、その後、補うのも大変難しいのが現実でございます。

以上でございます。

委員長職務代理者 ちょっと私のほうから質問してよろしいでしょうか。

体育指導委員が今抱えている課題がありましたら、教えていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

スポーツ課長 各地域で行われている事業としては、やはり軽スポーツの普及ということで、教室の開催が一番多いわけでございます。そして、その次は各地域で行われておりますスポーツの行事ですね、それに対する協力ということで、体育指導委員が町会、自治会に協力して、そのイベントの企画、その中での役割を担っているケースが多いということでございます。

それから、あと新たなということで、ことし、本年度中に総合型地域スポーツクラブの設立ができましたけれども、その各地域からご協力いただきまして、体育協会と関係者とともにもそういう役割を担っていただきまして、小金原地区で今回第1号ということでございますけれども、今後は各地域に総合型地域スポーツクラブを設立するということも進めていくということになりますので、体育指導委員の役割は、そういう部分でも重要な役割があるというふうに考えております。

委員長職務代理者 ありがとうございます。そうですね、やっぱり軽スポーツを新しく広めていったり、地域の運動会開催とか、従来の仕事の他に、ずっと課題だった総合型スポーツクラブの立ち上げを各地域それぞれに取り組んでいくという重大な役割がありますし、いろいろな時代の移り変わりの中で、結構何年も、制度としては私が知る限りでは変わっていない

のではないかとと思いますが、制度が出来たのは何年でしたか。社会体育という言葉が世の中にまだ出ないようなころから社会体育の担い手としての法律的な位置づけがあって、その方たちの身分だけは正式に位置づけられていたと思います。

スポーツ課長 スポーツ振興法のほうに既に制定されたときから、体育指導委員の位置づけがございましたので、昭和36年にスポーツ振興法が制定されております。そのときから制度化されております。

委員長職務代理者 ありがとうございます。

そのぐらいでいかがでしょうか、質問はよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

委員長職務代理者 それでは、質問は以上で打ち切りますので、ただいまより第12号を議題として討論に付します。

ご意見もあわせて出ていたようですが、討論いかがでしょうか。

(「なし」の声あり)

委員長職務代理者 それでは、これをもちまして討論を終結とします。

ただいまより議案第12号を採決いたします。

議案第12号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第12号は原案どおり決定いたしました。

議案第13号及び議案第14号

委員長職務代理者 次に、議案第13号「松戸市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する訓令の制定について」及び議案第14号「松戸市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について」を一括して議題といたします。

ご説明ください。

学務課長 今、瀧田先生からありましたように、議案第13号と14号、関連しますので、一緒に提案させていただきます。

まず、13号「松戸市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する訓令の制定について」でございます。これは提案理由にありますように、平成21年9月1日付で千葉県教育委員会「学校職員の勤務時間等に関する規則」の一部改正が行われました。具体的な内容は、学校

職員の勤務時間が8時間から7時間45分に変更されました。この改正に伴い関連する市で定めております出勤簿、そして服務整理簿の様式を、時間単位でやっていたものから、分単位で書けるような様式に変えるというのが具体的な内容でございます。

ページをめくって、3ページをごらんいただければと思うのですが、これは出勤簿、これは21年度に使っている出勤簿でございます。一番上に、「21年度」の下のところに年次休暇の累計を書くところがあります。それが前年度の繰り越しについて、日・時間という表記になっています。下を見ていただくと、同じように「休暇日・時数」のところが「日・時間」という形に表記されています。

これが来年度から使用するものは、ページをめくっていただいて、5ページを見ていただければと思うのですが、まず22年度については、一番上の年次休暇の繰り越しのところが、「日・時間・分」という形で分単位で書けるようになります。それとあわせて、下の部分の「休暇日・時数」のところが「日・時間・分」という形で分表示ができるように、変えさせていただければというふうに考えております。

あわせて、14号の議案のほうにいきます。

これについては、管理規則ではなく、学校職員服務規程の一部を改正する訓令になります。こちらでは服務整理簿の様式を変えます。

ページをめくっていただいて、3ページを見ていただければと思うのですが、これは今年度使用している服務整理簿でございます。年休を処理していく整理簿ですが、真ん中辺で「届出事項」の中の「日時数」というところで、何日休むのか、一日のうち何時間休むのかという、そういうものを整理するものです。

これがページをめくっていただいて、4ページを見ていただくと、それが来年度から使う予定のものでございますが、「届出事項」の中の「累計」のところが「日・時・分」というふうに、分単位で書くようになります。そして、下にある「年合計」として、年次休暇、何日・何時間・何分というところまで出てきます。療養休暇についても、そのような表記になります。

これは細かいところでは、今までですと、半日年休をとりますと、4時間という形だったのですが、半日と半日を足すと、4時間・4時間で8時間になりますので、今までは1日というふうに読みかえてきたのですが、これからは、4時間・4時間やりますと、1日という換算ではなく、1日と15分という、7時間45分が1日の時間になりますので、15分がプラスされてくるというところが今までとちょっと違う、非常に複雑な内容になります。それに対

応した出勤簿、そして服務整理簿に変えるように提案させていただきます。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

委員長職務代理者 ご説明いただきました。

ご質問はいかがでしょうか。13、14号についてよろしいですか。

(「なし」の声あり)

委員長職務代理者 討論もいかがでしょうか。

(「なし」の声あり)

委員長職務代理者 それでは、討論もないようでございますので、これをもちまして質疑並びに討論を終結させていただきます。

ただいまより議案第13号を採決いたします。

議案第13号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第13号は原案どおり決定いたしました。

次に、議案第14号を採決いたします。

議案第14号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第14号は原案どおり決定いたしました。

議案第15号

委員長職務代理者 次に、議案第15号「松戸市立小学校・中学校通学区域に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」を議題といたします。

ご説明ください。

学務課長 続けて、よろしくお願ひします。

議案第15号「松戸市立小学校・中学校通学区域に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」提案させていただきます。

前回の教育委員会議で、来年度、市内7校に設置いたします自閉症・情緒障害特別支援学級の新規開設に伴って、学区変更についてご審議いただきました。そのご審議いただいた内容を、2月26日に学区審議会を開催いたしまして、諮問して、答申をいただきましたので、その内容について、今回提案するものでございます。

ページをめくっていただいて、2ページをごらんいただければと思うのですが、これが2月26日に開催されました学区審議会の答申書でございます。前回の教育委員会議で諮問内容をご審議いただきまして、それを諮問いたしまして、ここに答申書をいただきました。

ちょっと読ませていただきますと、「平成21年度諮問第1号をもって、松戸市教育委員会から諮問がありました、自閉症・情緒障害特別支援学級の新設に伴う学区廃止について審議した結果、下記のとおり答申いたします」。答申事項として、「『自閉症・情緒障害特別支援学級の新設に伴う学区廃止』について、妥当であると認め承認します」、こういう形で承認いただきましたので、学区の廃止について、今回正式に提案するものです。

あわせて、ちょっとページを前に戻していただければと思うのですが、提案理由の下のところを書いてあるのですが、今回名称について、文部科学省よりの通知に基づきまして、今まで情緒障害学級というふうに表記していたものを、自閉症・情緒障害特別支援学級ということで、文科省の通知に基づいた正式な表記の変更をここで行わせていただければというふうに考えております。

それらをまとめたものを、5ページに新旧対照表でまとめさせていただきました。

左側が現行で、右側が改正案でございます。これが規程の表記なんですけど、まず名称について、現行は、まだ情緒障害学級という表記が使われています。それを今回ご審議いただきまして、「自閉症・」というところをつけ足しまして、名称変更させていただければと思います。あわせて、中学校のほうでも、情緒障害学級という表記になっておりますので、ここを自閉症・情緒障害学級というふうに変えます。

さらに、ご審議いただき、答申をいただきましたので、そのとおり、今まで6校ありまして、さらに7校加わって13校の小学校の自閉症・情緒障害学級の通学区域、学区を、市内全域という表記にしまして、学区割りしないという形で載せたいというふうに考えております。

どうぞご審議よろしく願いいたします。

委員長職務代理者 ありがとうございます。

議案第15号については、ただいまのご説明のとおりですが、これより質疑に入ります。いかがでしょうか。

(「なし」の声あり)

委員長職務代理者 では、質疑はないようでございますが、これより議案第15号を議題といたしまして討論に付しますが、いかがでしょうか。

(「なし」の声あり)

委員長職務代理者 討論がないようでございますので、これをもちまして討論は終結させていただきます。

これより議案第15号を採決いたします。

議案第15号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第15号は原案どおり決定いたしました。

議案第16号

委員長職務代理者 次に、議案第16号「松戸市教育功労者の表彰について」を議題といたします。

ご説明ください。

学務課長 続けて提案させていただきます。

議案第16号「松戸市教育功労者の表彰について」ご提案させていただきます。

提案理由にあるのですが、表彰の対象となりますのは、多年にわたり、校長あるいは教頭として松戸市教育の振興・発展に努め、その功績が顕著であった方、これが松戸市教育委員会表彰規則第2条に載っております、それに基づきご推薦するものでございます。

具体的な候補者につきましては、次のページ、2ページを見ていただくと、そこにあります今年度末でご退職される15名の校長先生方、すべて定年退職でございます。そして、3名の教頭先生、3名の方も定年退職でございます。この合わせて18名が対象となります。

次のページをめくっていただくと、推薦調書につきましては、3ページから20ページまで、お一人お一人経歴等について書かせていただきました。校長先生については、校長になってからの経歴を書いております。教頭先生につきましては、教頭になられてから、その前の教員としての経験は豊富なのですが、管理職となったときからの経歴をそこに載せさせていただいております。

どうぞご審議くださるようによろしくお願いいたします。

委員長職務代理者 ありがとうございます。

議案第16号につきましては、ただいまの説明のとおりでございます。

これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

委員長職務代理者 それでは、質疑はございませんようなので、終結いたしますが、討論はいかがでしょうか。

(「なし」の声あり)

委員長職務代理者 では、質疑、討論ともに終結させていただきます。

これをもちまして、議案第16号を採決いたします。

議案第16号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第16号は原案どおり決定いたしました。

議案第17号及び議案第18号

委員長職務代理者 次に、議案第17号「松戸市教育委員会職員の人事について」及び議案第18号「松戸市立松戸高等学校教職員の人事について」を議題といたします。

この2件は、いずれも人事案件でございますので、秘密会としてはいかがか、お諮りいたしますが、いかがでしょうか。

それでは、松戸市教育委員会会議規則第13条により、決をとらせていただきます。

これより行う教育委員会会議を秘密会とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長職務代理者 ご異議ないものと認め、これより秘密会といたします。

それでは、松戸市教育委員会会議規則第14条第2項の規定により、ただいまから申し上げる職員以外の職員はご退席願います。

生涯学習本部長、学校教育担当部長、生涯学習本部審議監2名、企画管理室長、学務課長、学務課指導主事、以上でございます。

その他の方はご退席ください。

(以後、秘密会)

委員長職務代理者 議案第17号「松戸市教育委員会職員の人事について」及び議案第18号「松戸市立松戸高等学校教職員の人事について」は、原案どおり承認いたしましたことをご報告いたします。

本日の議題は以上でございます。

その他

委員長職務代理者 その他に移ります。

委員の皆さん、何かございませんか。

(「なし」の声あり)

閉 会

委員長職務代理者 それでは、以上をもちまして、平成22年第1回臨時教育委員会会議を閉会いたします。ありがとうございました。

閉会 午前10時50分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会委員長職務代理者

松 戸 市 教 育 委 員 会 委 員